［略］	［略］	沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金 沖縄北部活性化特別振興事業費補助金 沖縄特別振興対策事業費補助金 ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和七年度に取得した財産からこれを適用し、令和六年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「独立行政法人通信総合研究所施設整備費補助金」については、平成十三年度から平成十五年度までに取得した財産（この省令の施行の際現に保有する財産に限る。）に、「独立行政法人情報通信研究機構施設整備費補助金」については、平成十六年度から平成二十六年度までに取得した財産（この省令の施行の際現に保有する財産に限る。）に、これを適用する。

○総務省令第六十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　本省 第一節　内部部局 ［第一款～第十二款　略］ 第十三款　削除 ［第二節・第三節　略］ ［第二章～第四章　略］ 附則 （国際機関室及び国際広報官） **第三十六条**　国際戦略課に、国際機関室及び国際広報官一人を置く。 2　国際機関室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国際戦略課の所掌事務のうち、条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。 二　国際戦略課の所掌事務のうち国際関係事務の総括に関すること（国際電気通信連合その他の機関に関することに限る。）。	目次 第一章　本省 第一節　内部部局 ［第一款～第十二款　同上］ 第十三款　サイバーセキュリティ統括官（第七十六条） ［第二節・第三節　同上］ ［第二章～第四章　同上］ 附則 （国際広報官） **第三十六条**　国際戦略課に、国際広報官一人を置く。 ［新設］